100 万円上限定期預金<ミリオくん><ミリオくん 2>（インターネット専用）規定

1. 自動継続

(1) 100万円上限定期預金（インターネット専用）（以下、「この預金」といいます。）は、満期時の継続方法を自動継続利払型のみの取り扱いとします。

(2) 満期日に元金を前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続した預金についても同様とします。

(3) 継続した預金の利率は書替日における当行所定の利率によるものとします。

2. 預金の預け入れ期間、金額等

(1) この預金の預け入れ期間は、<ミリオくん>は1年、<ミリオくん2>は2年です。

(2) この預金の預け入れは、当行所定の金額を上限とします。

(3) この預金は、インターネットバンキングにおける普通預金からの振替、郵送による口座開設〔定期預金（メールオーダー用）〕申込み、または当行ホームページからの口座開設〔定期預金（オンライン専用型）〕申込みによって作成された定期預金です。なお、<ミリオくん2>については、郵送による口座開設〔定期預金（メールオーダー用）〕申込みはできません。

(4) この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、有通帳に変更することはできません。

(5) <ミリオくん>、<ミリオくん2>それぞれにつきお一人様一口ですが、解約後は再度お預け入れいただけます。

3. 証券類の受け入れ

小切手その他の証券類の受け入れはお取扱いできません。インターネットバンキングによる普通預金口座からの振替のみお取扱いが可能です。

4. 利息

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）およびインターネットバンキングに表示している利率（継続後の預金については第 1 条第 3 項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

(2) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下、「期日前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

期日前解約利率

預入後経過した期間	解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率
6ヶ月以上 1 年未満	約定利率×50%
1年以上2年未満 （<ミリオくん2>のみ）	約定利率×70%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を 365 日として日割で計算します。

5. 預金の解約

(1) この預金を解約するときは、お客さまご自身でインターネットバンキングにてお手続き下さい。

(2) この預金を窓口にて解約するときは、当行所定の書類に届出の印章（または署名）により押印（または署名）して出金登録口座の預金通帳（またはキャッシュカード）とともに取扱店に提出してください。なお、窓口にて署名の照合を行う場合は、PIN-PAD に暗証番号の入力を行ってください。

(3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。

(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
④ 預金者が印鑑届等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
⑤ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合

(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。
① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者
② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 E.その他前各号に準ずる行為

6. 届出事項の変更等

(1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、署名その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(4) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届け出てください。

7. 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。

(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 印鑑照合等

(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印章（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、窓口にて署名の確認を行う場合は PIN-PAD に暗証番号の入力を行ってください。

(2) この預金を当行ホームページからの口座開設〔定期預金（オンライン専用型）〕申込みによって開設した場合、または普通預金（インターネット専用）からの振替により作成した場合は、届出印の届出は不要です。

9. 譲渡、質入れの禁止

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章（または署名）を押印（または署名）して直ちに当行に提出してください。なお、窓口にて署名の確認を行う場合は PIN-PAD に暗証番号の入力を行ってください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。

(4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は預金者が第5条(5)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条(5)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. 規定の改定

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改定されることがあります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改定内容を記載して告知します。

以 上

SBJ銀行
SHINHAN BANK JAPAN

20180301